通勤	○	○	×	通勤										
平夜	○	○	×	×	平夜									
平昼Ⅰ	○	○	×	×	×	平昼Ⅰ								
平昼Ⅱ	○	○	×	×	×	×	平昼Ⅱ							
休昼	○	○	×	×	×	×	×	休昼						
休特	○	○	×	×	×	×	×	×	休特					
休バス	×	×	○	○	○	○	○	×	×	休バス				
障割	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	障割			
盆Ⅰ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	盆Ⅰ		
盆Ⅱ	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	盆Ⅱ	
盆Ⅲ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	盆Ⅲ

(注)　「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼Ⅰ」、「平昼Ⅱ」、「休昼」、「休特」、「休バス」、「障割」、「盆Ⅰ」、「盆Ⅱ」及び「盆Ⅲ」は、それぞれ、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)及び平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引又は障害者割、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)
2	マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)

平成21年３月27日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更

「箱根新道の通行料金にかかる社会実験に関する割引」⑼を⑿とする。⑼①中「⑴から⑻」を「⑴から⑻並びに⑼及び⑾」に、⑼②中「⑴から⑻」を「⑴から⑾」に改め、⑻の次に次のとおり加える。

⑼　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)

①　割引をする自動車

③に定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

②　割引率

⑺②に定める割引率とする。

③　実施する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

⑽　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)

①　割引をする自動車

③に定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

②　割引率

割引率は30パーセントとする。

③　実施する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

⑾　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)

①　割引をする自動車

③に定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車又は特大車。

②　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

③　実施する期間

平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日までとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき、公告します。

平成 21 年７月 31 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑵のうち、㉘を㉛とする。㉗中イのうち、「④から⑮及び㉒」を「④から⑮及び㉒並びに㉕及び㉗」に改め、ロのうち、「①から㉔」を「①から㉗」に改め、㉗を㉚とし、㉖を㉙に、㉕を㉘として、㉔の次に次のとおり加える。

「㉕　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）

イ　割引をする自動車

高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ　割引率

１．［２］⑵⑫ロに定める割引率を適用する。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

１．［２］⑵⑫ハに定める特例を適用する。

ニ　適用する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。